

令和7年度地方職員共済組合熊本県支部非常勤職員勤務条件

1 職　　名

地方職員共済組合熊本県支部非常勤職員

2 職　　種

看護師

3 業務内容

看護及び事務業務 (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

4 勤務条件

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職に準ずる

(2) 任用期間：令和8年3月1日～令和8年3月31日

※ ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用 (R8.4.1～R9.3.31) を行うことがあります。

(3) 勤務地：熊本県庁本館地下1階

地方職員共済組合熊本診療所 (変更の範囲) 変更なし

(4) 勤務時間：9:00～16:00 (週1日)

9:00～15:00又は10:00～16:00 (週4日)

※ 1ヶ月につき20日以内、1週間につき26時間以内

(5) 休憩時間：診療日：11:00～12:00 (診療日以外：12:00～13:00)

(6) 休日等：土、日、祝日、熊本県の休日を定める条例 (平成元年熊本県条例第10号) 第1条に定める県の休日に準ずる

(7) 報酬等：① 報酬日額

5時間勤務日額：8,052円～8,608円

6時間勤務日額：9,662円～10,329円

※期末手当及び勤勉手当の支給あり。*今年度実績4.6.5月
(支給要件あり)

② 通勤費用

実費相当額を支給

※ 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の職務経験の期間等に応じて決定します。

※ 報酬日額、通勤費用に相当する報酬については、地方職員共済組合熊本県支部非常勤職員設置要綱に基づき、額の決定や支給を行います。

(8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによります。

(9) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。